

議案第二号

港区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清家愛

港区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の分限に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

前文中「並びに」を「、」に改め、「第四項」の下に「並びに第二十九条の二第二項」を加える。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に第一条を加える。
(条件付採用期間中の職員に係る降任又は免職)

第八条 条件付採用期間中の職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

2 第三条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により条件付採用期間中の職員を降任し、又は免職する場合について準用する。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

条件付採用期間中の職員の分限に係る事由を定めるため、本案を提出いたします。